



令和元年5月10日

各 位

会社名 三井住友建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 新井 英雄
(コード番号1821 東証第一部)
問合せ先 企画部長 由井 孝
(TEL 03-4582-3000)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、令和元年5月10日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	800,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合0.50%)
(3) 株式の取得価額の総額	500,000,000円(上限)
(4) 取得期間	令和元年5月13日～令和元年9月30日

(参考) 平成31年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	160,579,017株
自己株式数	2,094,304株

以上